

公有化後における史跡等の管理・活用計画

補助事業者名	平泉町	事業名	特別史跡無量光院跡	事業形態	直接買上げ								
(1)公有化の目的(公有化しようとする史跡等の現状・課題を踏まえて明記すること)													
無量光院跡は、大正11年10月に史跡指定、昭和30年3月に特別史跡、平成16年9月、平成18年1月、平成20年3月、平成22年2月、令和2年3月、令和4年11月に一部が追加指定され、現在に至っている。 平泉町は、史跡指定地全体を公有化して確実な保存を図るとともに、並行して平成24年度より史跡公園の整備事業を実施し、整備完了箇所から暫定開放している。今後の目標として、令和7・8年度の2ヶ年で史跡の東側土塁周辺の公有化を完了させ、公有化後は内容確認調査を実施の上、順次史跡整備を実施し、令和10年度中の完了を目指している。現在、史跡中心部付近には、民有地と町有地が混在しており、町による一体的な土地の整備事業を妨げている。このため平泉町は、特に緊急性の高い案件から順次公有化を進め、並行して暫定的な土地の整備を行って、史跡地の活用を進めていくこととしており、令和7年度は(2)に掲げる1筆の土地を公有化予定である。この土地は、現在整備中の苑池を囲む土塁に隣接し、土塁の視認を妨げており、土塁に囲まれた苑池という無量光院跡の価値の伝達に支障をきたしていた。建物を除却することで東土塁の規模・位置を視認することが可能となり、無量光院跡の価値の顕在化を図ることが可能となる。また、当該住宅が主要視点場から直視できる位置にあるため、庭園空間への負の影響を与えており、苑池周辺の景観向上と史跡地の適切な保存と管理を実施するため、可及的速やかに公有化を図る必要がある。 なお、上記1筆の公有化が完了しなければ、史跡公園の整備完了が遅延することになる。 また、上記1筆の公有化範囲を含む史跡の活用計画については、「特別史跡無量光院跡保存管理計画」のP.77・78・86に記載されている。													
(2)令和7年度公有化の計画													
番号	公有化計画地		公有化の緊要性			令和8年度以降当面の活用方針							
1	岩手県西磐井郡平泉町平泉字花立209番地2		所有者の高齢化により土地の維持管理が困難になっているため。			公有化した土地は、翌年度(R8)から内容確認調査を行い、実施計画に反映させ、史跡整備へ移行し整備活用を図る。							
2			現在実施中の史跡整備事業において、東土塁の価値の伝達に必要な土地である。建物を除却することにより、東土塁の規模・位置を視認することが可能となる。										
3			除却によって東土塁の視認性が向上し、苑池周辺の景観向上に資することから、当該土地の公有化を図る。										
4			整備事業中に史跡整備まで、完了させるためには早急な公有化が必須となっているため、当該土地の公有化を図る。										
5													
当該年度事業費		137,317千円	当該年度補助額		109,853千円								
(3)公有化及び管理・活用の実施スケジュール(長期的な視点で明記すること)													
種別	内容(具体的な実施方法を含めて明記する)		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	備考
公有化		R7～9	→										
管理 (R7買上地)	草刈	シルバー人材センターに委託し、年4回実施	R8～										→
	巡回監視	平泉町教育委員会職員によるパトロールを年4回実施	R8～										→
活用 (R7買上地)	発掘調査	発掘調査を行い、現地説明会等を通じて広く公開する	R8		→								
	史跡整備(緑地帯、解説板整備・ガイド)	緑地帯整備、解説板の設置ボランティアガイドによる解説	R9～10 R9～14			→							→
活用 (全体計画)	整備計画等策定	整備基本計画(H17策定済)実施設計整備工事	H17～R9 ～R10		→	→							
	史跡公園公開		R11～										→
上記に係る特記事項													
・R7買上地は無量光院跡東側土塁に近接しており、土塁の視認を妨げていた。建物を除却することで東土塁の規模・位置を視認することが可能となる。近隣に無量光院跡の解説板も設置されていることから、ボランティアガイドによる既存解説に東土塁の説明を加えた形で実施することとし、当該史跡の重要性、今後の整備・活用計画の理解を更に促進するものとする。													